

★遺留分制度の改正と税務への影響

7月1日から民法（相続法）改正が施行され、被相続人が遺言を作成していた場合の相続で関係する遺留分制度についても同日以後の相続において新制度に変わりました。今回は、遺留分制度の改正内容と、税務への影響をご案内いたします。
(長掛栄一)

◎遺留分制度の改正点

項目	相続開始日	令和元年6月30日以前	令和元年7月1日以降
手続名称		遺留分減殺請求	遺留分侵害額請求
請求を行った場合の法的効果		遺留分減殺請求権が行使されると、 <u>遺留分減殺請求権に服する範囲で遺留分侵害行為の効力は消滅し、目的物上の権利は、当然に遺留分権利者に復帰する。</u>	遺留分侵害額請求が行使されると、 <u>遺留分侵害額に相当する金銭債権が生じることになる。</u> 遺贈等により取得した財産の権利関係は変動しない。
遺留分（侵害額）の計算		法律上明確な規定なし	遺留分の価額- (①+②) + ③ ① 遺留分権利者が受けた遺贈又は特別受益たる贈与* ② 遺留分権利者の具体的相続分の価額 ③ 遺留分権利者が法定相続分等により承継した債務 *特別受益については原則10年以内に限定

◎相続税申告と課税関係の影響

上記の改正内容を基に課税関係を整理すると、以下のようになります。

項目	相続開始日	令和元年6月30日以前	令和元年7月1日以降
遺留分権利者が取得することになった財産等に対する課税関係		遺留分減殺請求に伴い取得することになった <u>財産</u> について相続税課税	遺留分侵害額請求に伴い確定した <u>侵害額（金銭債権）</u> について相続税課税
遺留分義務者に対する課税関係	遺留分権利者に金銭を渡した場合	<相続税> 渡した金銭の価額を遺留分義務者が取得した財産から減額して相続税を課税（更正の請求により税金を還付）	<相続税> 遺留分侵害額相当額について遺留分義務者が取得した財産の価額から減額して相続税を課税（更正の請求により税金を還付）
	遺留分権利者に譲渡所得の起因となる財産を渡した場合	<相続税> 渡した財産の価額を遺留分義務者が取得した財産から減額して相続税を課税（更正の請求により税金を還付） <所得税> 相続財産ではない財産を渡した場合、渡した財産について譲渡所得の課税対象に	<相続税> 遺留分侵害額相当額について遺留分義務者が取得した財産の価額から減額して相続税を課税（更正の請求により税金を還付） <所得税> 遺留分権利者に渡した財産について、 <u>遺留分侵害額相当の金額で譲渡したとして譲渡所得の課税対象に</u>

◎まとめ

今回の民法改正で遺留分制度が大きく変わりました。新制度では遺留分権利者は遺留分を侵害された部分について金銭債権を有することになったため、金銭以外の譲渡所得の起因となる財産（例：不動産、有価証券）で精算を行なった場合、遺留分義務者は譲渡所得課税を受けることになりました。遺留分侵害額請求を受けた場合、遺留分義務者は渡す財産について課税関係も含めて検討が必要です。